

教科書代替教材の制度

- **令和元年度から、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録した教材がある場合には、教育課程の一部において紙の教科書に代えて使用することが可能に**（「教科書」ではなく「**教科書代替教材**」） ※H30学校教育法等の一部改正
- **令和3年度から、教科書代替教材の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃**

教科書代替教材の活用促進

- **令和3年度以降、小学5年生から中学3年生を対象に教科書代替教材を国から提供し、学校現場での活用を促進**
- **まずは英語、次に算数・数学を配布**。※慣れには少なくとも数年は必要であり、当面の間はデジタルと紙を併用（令和3年度からは実証事業として、令和6年度からは購入費として予算措置）

令和3年度

・任意の1教科→**全国の約40%**

令和4年度

・英語 →**全国の100%**
 ・算数 数学→**全国の約20%**
 （その他教科で50%）

令和5年度

・英語 →**全国の100%**
 ・算数・数学→**全国の約50%**

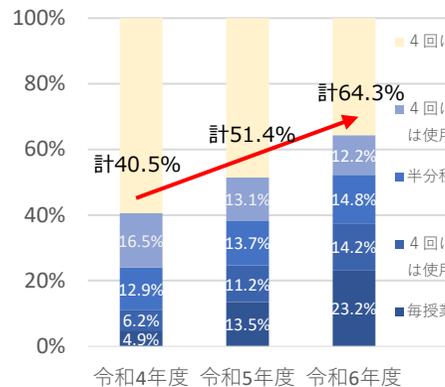
令和6年度・7年度

・英語 →**全国の100%**
 ・算数・数学→**全国の50~60%**

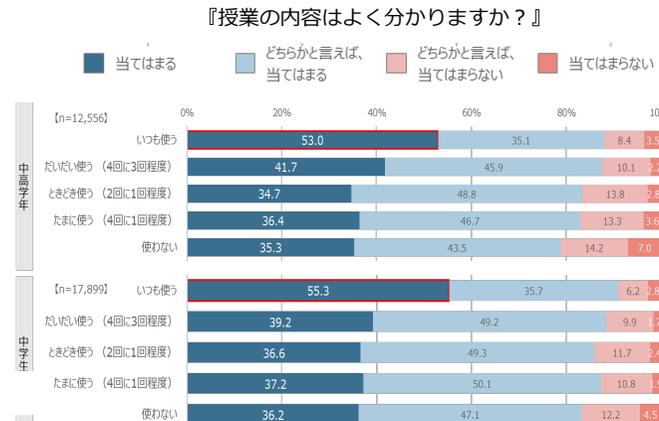
活用状況・効果

- **毎年10%程度ずつ活用頻度が向上**。6割以上の教師が4回に1回程度以上は授業で使用（令和6年度）
- **いつも使う児童生徒は「授業内容の理解」、「主体的な学び」、「対話的で深い学び」ができている割合が高い**

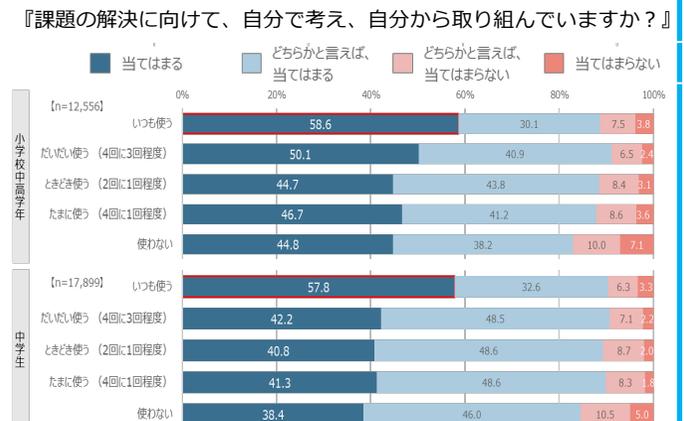
教師の授業での使用頻度の推移



使用頻度と授業内容の理解との関連



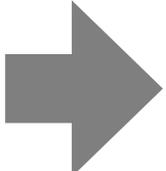
使用頻度と「主体的な学び」との関連



今後の教科書の在り方

現行

- 紙の教科書の内容の全部をそのままデジタル化した、教科書に代えて使用できる「**教科書代替教材**」
- 教科書ではないため、使用義務や検定・採択・無償給与等の対象外（その対象である「教科書」は紙のみ）

- 
- 教科書の形態として紙だけでなくデジタルも認め、最適なものが採択される
（デジタルでも検定・採択・無償給与等の対象に）
 - 一部が紙、一部がデジタルで作られたハイブリッドな形態の教科書も認める



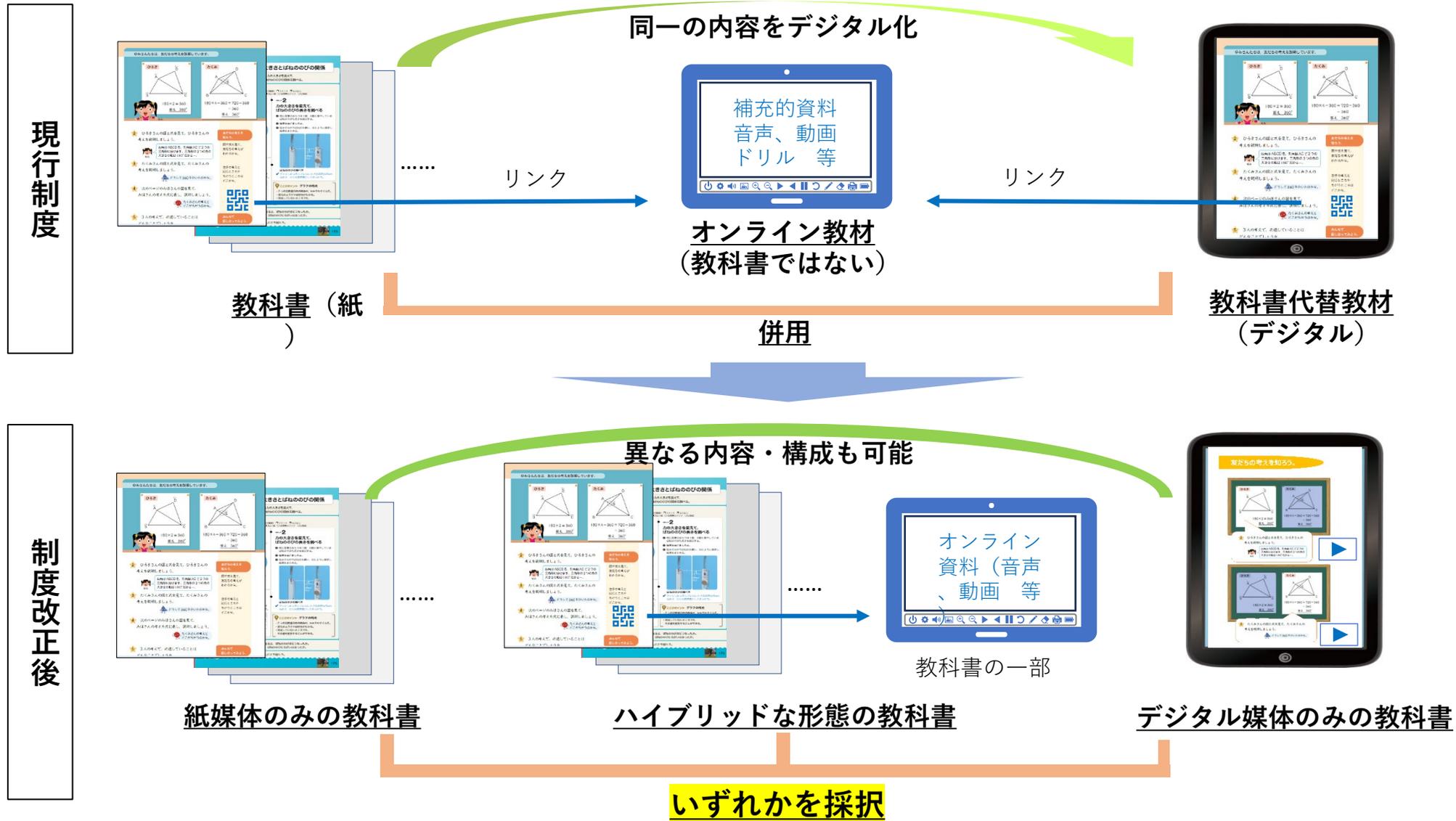
対象学年・教科等に係る指針

- 発行・使用に当たっては教科特性や児童生徒の発達段階などに応じた検討が重要
（次期学習指導要領の議論も踏まえる必要）
- 紙とデジタル双方の良さや関係者の意見等を踏まえ、国が一定の指針(ガイドライン)を示すことが必要
それに先立ち、予め意向調査を行う

導入時期

次期学習指導要領の実施に合わせて導入

教科書制度の見直しの方向性（イメージ）

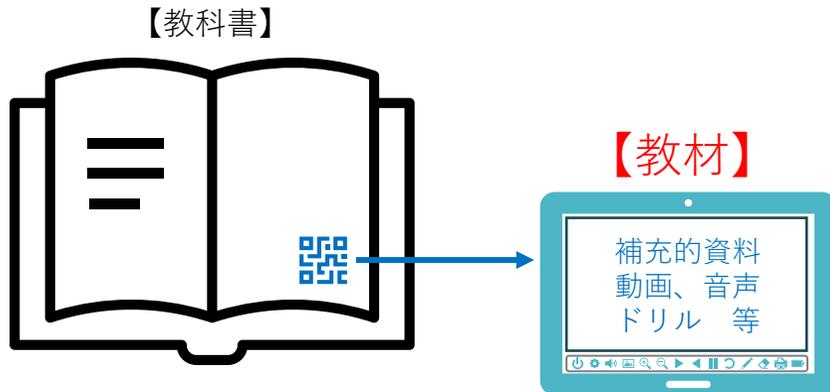


➤ 形態に関わらず全て正式な教科書として制度上位置付け（検定・採択・使用義務・無償給与（義務教育）・定価認可等の対象に）

二次元コード先の位置付けについて

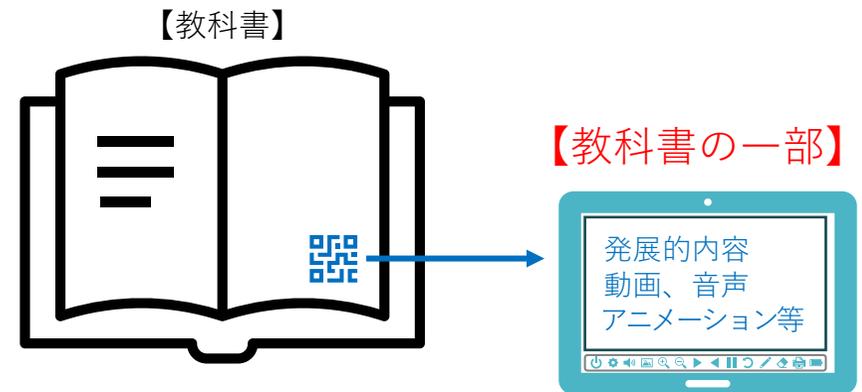
- 現在、教科書に掲載されている二次元コード先のコンテンツは教科書ではなく「教材」である
 - 教科書に教材が付いていることで、以下のように教科書採択制度の趣旨から望ましくない状況や、教育現場・教科書発行者の負担が生じている
 - ✓ 二次元コード先を全て扱わなければならないのではないかと学校現場が負担に感じているとの指摘
 - ✓ 多くの教育委員会等で二次元コード先も教科書調査研究や採択考慮の対象としている
 - ✓ 教科書発行者は教科書採択への影響を考慮して二次元コードを大幅に増加させている
- ➡ 今後は、二次元コード先も教科書の一部として位置付けられるものに限定して認める
(コンテンツの無制限な拡大の抑制により、教育現場や発行者の負担を軽減しつつ、質の保証も実現)

< 現行 >



- 二次元コード先は教科書ではなく「教材」
- 検定での扱いは教科書と異なる
(教科書の内容との関連性等のみ確認)

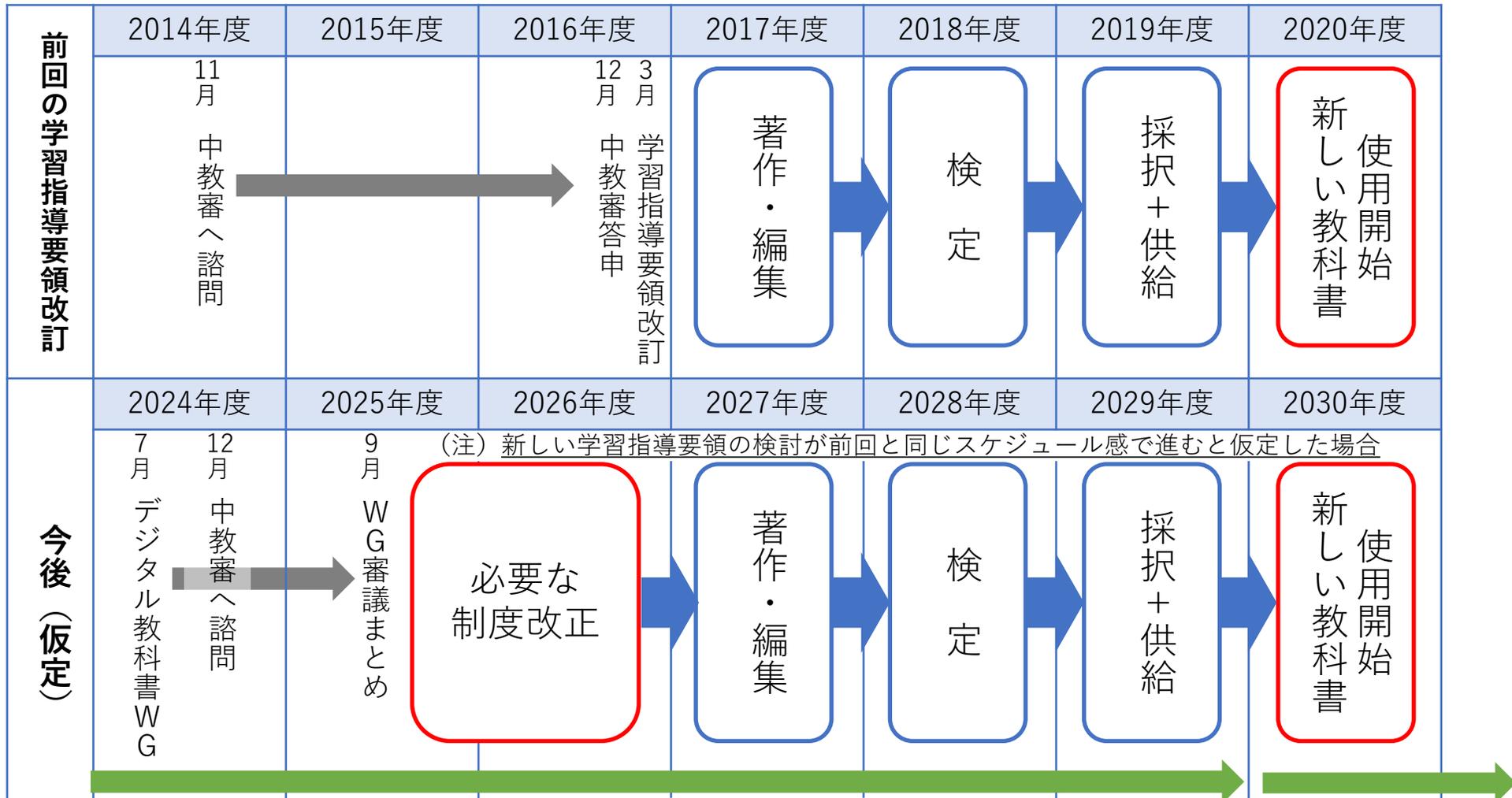
< 制度改正後 >



- 二次元コード先も「教科書」
- 教科書の一部として検定の対象に

スケジュール感

- 新しい学習指導要領の実施に合わせて新たな形態の教科書が使用できるようにすることを念頭におく。
- 仮に新しい学習指導要領の検討が前回と同じスケジュール感で進むと仮定すると、**2026(令和8)年度までに**様々な制度的な整備が必要。



当面の間は併用
+ 推進方策

当面の間以降

デジタルな形態を含む教科書の検定について

① 中教審・デジタル教科書推進WG 審議まとめのポイント(検定関係部分)

デジタル部分の検定方法について

教科書のデジタル部分の具体的な検定方法や、どのようなものが教科書のデジタル機能に該当するか、各教科における音声・動画の扱いなどといった検定上の取扱いについては、次期学習指導要領の実施に合わせた教科書の制作に間に合うよう、教科用図書検定調査審議会において、専門的な見地から審議を行うことが必要である。

デジタルの機能について

デジタルな形態も含む教科書の検定に当たっては、

- ① 形態が紙かデジタルかを問わず、文字や図画等による記述内容を審査する(現行と同様)
- ② デジタル化によりその内容の効果的な理解に資すると認められる機能(文字や図画等として示された内容を動的に表示させたり操作したりすることができる機能、図形・関数等の操作機能、記述内容に対応した音声や読み上げ、文字の拡大・縮小、書体の変更、色の変更、ルビ表示、ペン・マーカーなど特に技術的要素が強いもの)は教科書のデジタル機能として整理した上で、その検定審査においては、記述内容との関連性など限定的な範囲で一定の確認を行うにとどめることとすることが適当であると考えられる。

動画について

動画については、例えば技能の習得など文字や静止画、言語による説明では理解することが難しい学習内容を理解しやすくする上で大変効果的であると考えられる。一方で、前述のような教科書の性質や副教材との役割分担、授業を行う教師の負担、検定審査の限られた期間での修正の困難性、過大な競争やコストへの影響等に鑑みれば対象とすべきではないとの意見もあったことを踏まえれば、動画を認めるに当たり、教科書として真に必要なものについて一定の枠組みの下で認めることが適当であると考えられる。